

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局地域支援部介護保険課】 394
- 北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健医療部保険年金課】 395
- 北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健医療部保険年金課】 399

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 402
- 請負契約に係る一般競争入札の公告（4件）【契約室契約課】 403

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

- 1 東日本大震災の被災者に係る居宅介護サービス費等の額の特例等を適用する期間を平成26年2月28日まで（現行平成25年2月28日まで）の間において市長が別に定める期間に延長することにしました。
- 2 東日本大震災の被災者に係る介護保険料の減免の特例を適用する期間を平成26年3月まで（現行平成25年3月まで）の間において市長が別に定める期間に延長することにしました。
この規則は、平成25年2月27日から施行することにしました。

◇北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則の一部を改正する規則

国民健康保険の被保険者に対するはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に係る手続等を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 被保険者が施術を受けようとするときは、受療証を提示しなければならないことにしました。
- 2 指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないはり師及びきゅう師について、施術の担当の指定をしないことにしました。
この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則の一部を改正する規則

後期高齢者医療の被保険者に対するはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に係る手続等を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 後期高齢者が施術を受けようとするときは、受療証を提示しなければならないことにしました。
- 2 指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないはり師及びきゅう師について、施術の担当の指定をしないことにしました。
この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第5号

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

北九州市介護保険の実施に関する規則（平成12年北九州市規則第69号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「平成25年2月28日」を「平成26年2月28日」に改める。

付則第4項中「平成25年3月」を「平成26年3月」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月27日

北九州市長 北橋健治

北九州市規則第6号

北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則の一部を改正する規則

北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則（昭和39年北九州市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「はり、きゅう師に被保険者証を呈示しなければ」を「施術を受けるごとに被保険者証及び市長が別に定める受療証をはり、きゅう師に提示しなければ」に改め、同条第2項中「請求明細書」を「市長が別に定める補助金請求明細書」に、「認印」を「押印」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 はり、きゅう師が施術を行うときは、被保険者証及び受療証により、施術を受けようとする者が被保険者であること及び当該施術が次条第2項に規定する回数以内のものであることを確認しなければならない。

第3条に次の1項を加える。

4 はり、きゅう師が施術を行ったときは、受療証に押印しなければならない。

第4条の見出しを「（施術範囲）」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条第1項の規定による療養費の支給の対象となる施術は、施術範囲としない。

第4条第2項中「1人」の次に「について」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、被保険者の資格を取得した日の属する月に、北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則（平成20年北九州市規則第27号）第3条第1項に規定する施術を受けた場合は、当該施術の回数を控除した回数以内とする。

第5条及び第6条を次のように改める。

（補助の額等）

第5条 施術に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、1回につき当該各号に掲げる額とする。

（1） はり又はきゅう 1術 2,800円

(2) はり及びきゅう 2術 3, 100円

2 市長は、施術に要する費用の2分の1に相当する額を補助するものとする。ただし、被保険者が不正な行為で施術を受けた場合は、補助を行わない。

(補助の手続)

第6条 前条第2項の規定による補助は、第3条第3項の規定により被保険者が署名又は押印をした補助金請求明細書によりはり、きゅう師が当該被保険者に代わり請求し、当該はり、きゅう師に支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し前条第2項の規定による補助があったものとみなす。

第9条を第14条とする。

第8条中「検査し、」の次に「はり、きゅう師又ははり、きゅう師であった者に対して」を加え、同条を第13条とする。

第7条第1項中「施術録」を「市長が別に定める施術録」に改め、同条第2項中「完結の日から3年間」を「施術の完結の日から5年間」に改め、同条を第12条とする。

第6条の次に次の5条を加える。

(受療証)

第7条 受療証は、被保険者が市長が別に定める受療証交付申請書により市長に申請し、交付を受けるものとする。

2 被保険者は、受療証をはり、きゅう師に預けてはならない。

3 受療証の有効期限は、当該受療証の交付の日の属する年度の3月31日までとする。

4 受療証の交付を受けている者は、被保険者の資格を有しなくなったとき、受療証の有効期限が経過したとき、又は次項の規定により返還の請求があったときは、速やかに当該受療証を市長に返還しなければならない。

5 市長は、受療証の交付を受けている者が不正な行為により施術を受けたときは、当該者に対し受療証の返還を求めることができる。

(指定)

第8条 市長は、次に掲げる要件を備える者のうちからはり、きゅう師を指定する。

(1) 本市で施術を行うはり師又はきゅう師であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)でないこと。

(3) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用している者でないこと。

(4) 自らの事業活動について暴力団員により支配を受けているものと認められる者でないこと。

(5) 第11条第1項第1号又は第3号の規定によりはり、きゅう師の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。

2 前項の規定により指定を受けようとする者は、市長が別に定めるはり、きゅう施術担当申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者をはり、きゅう師に指定したときは、当該者に市長が別に定める指定書を交付するものとする。

4 はり、きゅう師は、第2項の申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(指定書の掲示等)

第9条 施術所において施術を行うはり、きゅう師は、当該施術所の見やすい場所に指定書並びに施術に要する費用及び第5条第2項に規定する補助の額を掲示しなければならない。出張によって施術を行うはり、きゅう師は、当該施術を行うときは指定書を携帯しなければならない。

(辞退)

第10条 はり、きゅう師を辞退しようとするときは、1月以上の予告期間を設け、市長が別に定めるはり、きゅう施術担当辞退届を市長に提出しなければならない。

(取消し等)

第11条 市長は、はり、きゅう師が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その指定を取り消すことができる。

(1) この規則の規定に違反したとき。

(2) 第8条第1項第1号から第4号までに掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。

(3) その他市長が指定を受ける者として不相当と認めたとき。

2 前項の規定により指定を取り消された者又ははり、きゅう師を辞退した者は、直ちに指定書を市長に返還しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第6条第3項の規定により交付されている指定書は、改正後の第8条第3項の規定により交付された指定書とみなす

。

北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第7号

北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則の一部を改正する規則

北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則（平成20年北九州市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「後期高齢者」を「次条において「被保険者」に改める。

第2条中「後期高齢者」を「被保険者（以下「後期高齢者」という。）」に改める。

第3条第1項中「本市で施術を行う」を削り、同条第3項中「後期高齢者が不正な行為により受けた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の2号を加える。

（1） 不正な行為により受けた施術

（2） 高齢者の医療の確保に関する法律第77条第1項の規定による療養費の支給の対象となる施術

第4条の見出しを「（補助の額等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

補助の対象となる施術に要する費用は、施術1回につき2,000円とする。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、後期高齢者となった日の属する月に、北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則（昭和39年北九州市規則第73号）第2条に規定する施術を受けた場合は、当該施術の回数を控除した回数以内とする。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、施術に要する費用の2分の1に相当する額を補助するものとする。

第5条第1項中「被保険者証」の次に「（次項において「被保険者証」という。）及び市長が別に定める受療証」を加え、同条中第3項を第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 指定はり、きゅう師が施術を行うときは、被保険者証及び受療証により、施術を受けようとする者が後期高齢者であること及び当該施術が前条第3項

に規定する回数以内のものであることを確認しなければならない。

3 指定はり、きゅう師が施術を行ったときは、受療証に押印しなければならない。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とする。

第9条第2項中「3年間」を「5年間」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出しを「(取消し等)」に改め、同条中「この規則の規定に違反したとき、又は第6条第2項各号」を「次の各号」に改め、同条に次の各号及び1項を加え、同条を第10条とする。

(1) この規則の規定に違反したとき。

(2) 第7条第1項第1号から第4号までに掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。

(3) その他市長が指定を受ける者として不適当と認めたとき。

2 前項の規定により指定を取り消された者又は指定はり、きゅう師を辞退した者は、直ちに指定書を市長に返還しなければならない。

第7条中「、前条の指定書を添えて」を削り、同条を第9条とする。

第6条第1項及び第2項を次のように改める。

市長は、次に掲げる要件を備える者のうちから指定はり、きゅう師を指定する。

(1) 本市で施術を行うはり師又はきゅう師であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)でないこと。

(3) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用している者でないこと。

(4) 自らの事業活動について暴力団員により支配を受けているものと認められる者でないこと。

(5) 第10条第1項第1号又は第3号の規定により指定はり、きゅう師の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。

2 前項の規定により指定を受けようとする者は、市長が別に定める後期高齢者はり及びきゅう施術担当申請書により市長に申請しなければならない。

第6条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定はり、きゅう師は、第2項の申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(受療証)

第6条 受療証は、後期高齢者が市長が別に定める受療証交付申請書により市長に申請し、交付を受けるものとする。

2 後期高齢者は、受療証を指定はり、きゅう師に預けてはならない。

3 受療証の有効期限は、当該受療証の交付の日の属する年度の3月31日までとする。

4 受療証の交付を受けている者は、後期高齢者でなくなったとき、受療証の有効期限が経過したとき、又は次項の規定により返還の請求があったときは、速やかに当該受療証を市長に返還しなければならない。

5 市長は、受療証の交付を受けている者が不正な行為により施術を受けたときは、当該者に対し受療証の返還を求めることができる。

第7条の次に次の1条を加える。

(指定書の掲示等)

第8条 施術所において施術を行う指定はり、きゅう師は、当該施術所の見やすい場所に指定書並びに施術に要する費用及び第4条第2項に規定する補助の額を掲示しなければならない。出張によって施術を行う指定はり、きゅう師は、当該施術を行うときは指定書を携帯しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第6条第3項の規定により交付されている指定書は、改正後の第7条第3項の規定により交付された指定書とみなす。

北九州市公告第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成25年2月27日

北九州市長 北橋 健治

| 開発区域に含まれる地域の名称 | 開発行為者 |
|--|---|
| 北九州市八幡西区上香月二丁目66 1番12 | 北九州市八幡西区椋枝一丁目5番 11号 中島大介 |
| 北九州市小倉南区下貫二丁目330 6番1及び3306番3から330 6番18まで | 北九州市小倉北区下到津四丁目9 番2号 東宝ホーム株式会社 代表取締役 渡部 通 |

北九州市公告第139号

一般競争入札により、(仮称)猪之坂団地公営住宅電気工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年2月27日

北九州市長 北橋 健治

| | | |
|----------------------------|---|--|
| 1 工事概要 | 工事名 | (仮称)猪之坂団地公営住宅電気工事 |
| | 工事場所 | 北九州市戸畑区千防一丁目12番 |
| | 工事内容 | 公営住宅電気工事 |
| | 工期 | 請負契約締結の日から平成26年7月21日まで |
| | 予定価格 | 4,942万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。) |
| | 総合評価方式 | 適用しない。 |
| 2 競争入札参加資格(次のいずれにも該当すること。) | 登録 | 建設工事業資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 |
| | 登録工種 | 電気工事(希望順位が第1順位であること。) |
| | 等級(注2) | A |
| | 許可 | 電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可(注3)を受けていること。 |
| | 所在地 | 本店又は主たる営業所(注4)が北九州市内にあること。 |
| | 実績 | 平成19年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。)が発注した電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。)について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績(基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。)があること。 |
| 手持工事等 | (1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。)を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 北九州市工事請負契約約款第20条(上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条)の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項(上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項)に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項(上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項)の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 (2) 本市が発注した予定価格1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。)で平成25年2月25日から同年3月19日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でないこと。 | |
| | 技術者 | 本件電気工事に係る監理技術者(注5)(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)又は主任技術者(注6)(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。 |
| | その他 | (1) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 (2) 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。 |
| 3 契約条項を示す場所及び期間 | 場所 | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課 |
| | 期間 | この公告の日から平成25年3月19日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 | この公告の日から平成25年3月5日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで | |
| 5 入札書の受付期間 | (1) 平成25年3月14日及び同日15日 午前9時から午後7時まで (2) 平成25年3月18日 午前9時から午後4時30分まで | |
| 6 開札の場所及び日時 | 場所 | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課 |
| | 日時 | 平成25年3月19日 午前9時10分 |
| 7 入札及び契約に関する条件 | 最低制限価格 | 設ける。 |
| | 入札保証金 | 免除する。 |
| 8 入札の無効 | 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 | |

| | |
|---|---|
| 9 その他 | <p>(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。</p> |
| <p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事に資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。</p> <p>注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。</p> <p>注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。</p> | |

北九州市公告第140号

一般競争入札により、(仮称)寿命団地公営住宅電気工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年2月27日

北九州市長 北橋 健治

| | | |
|----------------------------|--|---|
| 1 工事概要 | 工事名 | (仮称)寿命団地公営住宅電気工事 |
| | 工事場所 | 北九州市八幡西区楠橋西三丁目 |
| | 工事内容 | 公営住宅電気工事 |
| | 工期 | 契約締結の日から平成26年3月23日まで |
| | 予定価格 | 3,690万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。) |
| | 総合評価方式 | 適用しない。 |
| 2 競争入札参加資格(次のいずれにも該当すること。) | 登録 | 建設工事業資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 |
| | 登録工種 | 電気工事(希望順位が第1順位であること。) |
| | 等級(注2) | A |
| | 許可 | 電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可(注3)を受けていること。 |
| | 所在地 | 本店又は主たる営業所(注4)が北九州市内にあること。 |
| | 実績 | 平成19年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。)が発注した電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。)について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績(基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。)があること。 |
| 手持工事等 | | (1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。)を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 北九州市工事請負契約約款第20条(上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条)の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項(上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項)に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項(上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項)の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 (2) 本市が発注した予定価格1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。)で平成25年2月25日から同年3月19日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でないこと。 |
| | 技術者 | 本件電気工事に係る監理技術者(注5)(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)又は主任技術者(注6)(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。 |
| | その他 | (1) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 (2) 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。 |
| 3 契約条項を示す場所及び期間 | 場所 | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課 |
| | 期間 | この公告の日から平成25年3月19日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 | この公告の日から平成25年3月5日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで | |
| 5 入札書の受付期間 | (1) 平成25年3月14日及び同日15日 午前9時から午後7時まで (2) 平成25年3月18日 午前9時から午後4時30分まで | |
| 6 開札の場所及び日時 | 場所 | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課 |
| | 日時 | 平成25年3月19日 午前9時15分 |
| 7 入札及び契約に関する条件 | 最低制限価格 | 設ける。 |
| | 入札保証金 | 免除する。 |
| 8 入札の無効 | 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 | |

| | |
|--|---|
| 9 その他 | <p>(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。</p> |
| <p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事に有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。</p> <p>注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。</p> <p>注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。</p> | |

北九州市公告第141号

一般競争入札により、(仮称)猪之坂団地公営住宅機械工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年2月27日

北九州市長 北 橋 健 治

| | | |
|----------------------------|--|---|
| 1 工事概要 | 工事名 | (仮称)猪之坂団地公営住宅機械工事 |
| | 工事場所 | 北九州市戸畑区千防一丁目12番 |
| | 工事内容 | 公営住宅機械工事 |
| | 工期 | 請負契約締結の日から平成26年7月21日まで |
| | 予定価格 | 4,520万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。) |
| | 総合評価方式 | 適用しない。 |
| 2 競争入札参加資格(次のいずれにも該当すること。) | 登録 | 建設工事業有資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 |
| | 登録工種 | 管工事(希望順位が第1順位であること。) |
| | 等級(注2) | A |
| | 許可 | 管工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可(注3)を受けていること。 |
| | 所在地 | 本店又は主たる営業所(注4)が北九州市内にあること。 |
| | 実績 | 平成19年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。)が発注した管工事(都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。)について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績(基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。)があること。 (1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の管工事(都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。)を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した管工事の優良業者であるとき。 イ 北九州市工事請負契約約款第20条(上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条)の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項(上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項)に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項(上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項)の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 (2) 本市が発注した予定価格1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の管工事(都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。)で平成25年2月25日から同年3月19日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でないこと。 |
| 手持工事等 | | |
| 技術者 | 本件管工事に係る監理技術者(注5)(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。)にある者に限る。))又は主任技術者(注6)(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。))を専任で配置することができること。 | |
| その他 | (1) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 (2) 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。 | |
| 3 契約条項を示す場所及び期間 | 場所 | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課 |
| | 期間 | この公告の日から平成25年3月19日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 | この公告の日から平成25年3月5日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで | |
| 5 入札書の受付期間 | (1) 平成25年3月14日及び同日15日 午前9時から午後7時まで (2) 平成25年3月18日 午前9時から午後4時30分まで | |
| 6 開札の場所及び日時 | 場所 | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課 |
| | 日時 | 平成25年3月19日 午前9時20分 |
| 7 入札及び契約に関する条件 | 最低制限価格 | 設ける。 |
| | 入札保証金 | 免除する。 |
| | 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| 8 入札の無効 | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 | |

| | |
|---|---|
| 9 その他 | <p>(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。</p> |
| <p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。</p> <p>注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。</p> <p>注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。</p> | |

北九州市公告第142号

一般競争入札により、(仮称)寿命団地公営住宅機械工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年2月27日

北九州市長 北橋 健治

| | | |
|----------------------------|--|--|
| 1 工事概要 | 工事名 | (仮称)寿命団地公営住宅機械工事 |
| | 工事場所 | 北九州市八幡西区楠橋西三丁目 |
| | 工事内容 | 公営住宅機械工事 |
| | 工期 | 契約締結の日から平成26年3月23日まで |
| | 予定価格 | 2,880万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。) |
| | 総合評価方式 | 適用しない。 |
| 2 競争入札参加資格(次のいずれにも該当すること。) | 登録 | 建設工事業資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 |
| | 登録工種 | 管工事(希望順位が第1順位であること。) |
| | 等級(注2) | A |
| | 許可 | 管工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可(注3)を受けていること。 |
| | 所在地 | 本店又は主たる営業所(注4)が北九州市内にあること。 |
| | 実績 | 平成19年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。)が発注した管工事(都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。)について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績(基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。)があること。 |
| | 手持工事等 | (1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の管工事(都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。)を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した管工事の優良業者であるとき。 イ 北九州市工事請負契約約款第20条(上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条)の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項(上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項)に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項(上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項)の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 (2) 本市が発注した予定価格1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の管工事(都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。)で平成25年2月25日から同年3月19日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でないこと。 |
| | 技術者 | 本件管工事に係る監理技術者(注5)(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)又は主任技術者(注6)(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。 |
| | その他 | (1) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 (2) 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。 |
| | 3 契約条項を示す場所及び期間 | 場所 |
| 期間 | | この公告の日から平成25年3月19日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 | この公告の日から平成25年3月5日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで | |
| 5 入札書の受付期間 | (1) 平成25年3月14日及び同日15日 午前9時から午後7時まで (2) 平成25年3月18日 午前9時から午後4時30分まで | |
| 6 開札の場所及び日時 | 場所 | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課 |
| | 日時 | 平成25年3月19日 午前9時25分 |
| 7 入札及び契約に関する条件 | 最低制限価格 | 設ける。 |
| | 入札保証金 | 免除する。 |
| | 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| 8 入札の無効 | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 | |

| | |
|---|---|
| 9 その他 | <p>(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。</p> |
| <p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。</p> <p>注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。</p> <p>注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。</p> | |